

ためと考えられる。次に文政八年十一月二十三日に出奔した田川郡金田手永の幸七の場合である。第87表では、乱心によつて行方不明になつた者については出奔人の中に加えていないが、幸七の場合は例外である。

諸納七石六斗七升六合六勺、牛馬代他借三九石九斗九升三勺、合わせて

四七石六斗六升六合九勺の支払いのために、家屋敷・家財道具など売り払つても、三八石余りの不足を出し、このため「全く困窮の所より乱

心」したのである。これほどの困窮を極めたのは稀な例かもしれないが、ここまで転落する可能性があつた農民生活の一端を物語るものとして興味深い。

第84表のその他の例を見ても、ほとんどの者が上納不足を抱えていることがわかる。彼らが、そのような状態に至るのには、次の史料に見るように事情も絡んでいたであろう。

〔史料12〕

上納方相済まさる内に、村により人により、私の借用物差し引き致し候段も薄々承知せしめ候、当秋などは左様の儀毛頭これ無き様、村々庄屋共へ手堅く申し付けらるべき候、万一右躰の儀これ有り、仕詰め不足の儀、僉議の上露顕せしめるにおいては、村役のもの共の越度に申し付け候、左様申し触れらるべく候、以上

井上与三左衛門

十月廿二日

大庄屋中

〔長井手永大庄屋文書文化八年
木日記〕十月二十六日条

このように、年貢皆済の前に借財の返済を行い、上納不足となる農民

が相当いたようである。第87表でも、文政八年十月二十七日に出奔した田川郡伊田手永・喜助の、諸納七石九斗七升一合三勺の内、二石八斗を

上納したうえで出奔している例などは、皆済前に借財の返済を行つた結果、年貢米が不足し、出奔に及んだと見ることもできる。

三 人手不足の対策

〔新百姓〕

前項では小倉藩の農村の人手不足を文化（一八〇四一一八）・文政（一八一八一三〇）期に特に焦点をあてて見て來たが、実はこの人手不足は既に寛政期（一七八九一八〇）あたりから慢性化の傾向にあつた。また飢饉などが起つたびに、突然的に人手不足となる危険性をはらんでいたのが当時の農村社会である。

このことに対する方策としては、前述の反別麦の貸し付けといった物的なもののほかに、新たな農民を移住させて無主地を耕作させるといった人的な対策も講じられた。こういった新たな耕作者を「新百姓」と呼び、彼らを移住させ、耕作させることを「仕居」と称した。新百姓の取り立てがいつごろから行われ始めたのかはわからないが、享保飢饉後に田川郡の猪膝中村家の茂兵衛が、長州より農民数家を引き連れて新たに村を開いた例（『田川郡郷土研究会編』）などは、新百姓仕居の始まりについて示唆を与えている。また、近世を通じてどのくらいの人数の新百姓が取り立てられたのかは、史料の制約があつて知り得ないが、大庄屋の御用日記などから、新百姓仕居の費用面などについてはある程度知ることができる。

新百姓の取り立てに必要な費用は新百姓仕居料として、藩から手永ごとに貸し付けられた。国作・長井

新百姓仕居料

て、藩から手永ごとに貸し付けられた。国作・長井

第87表 出奔した農民の経済状態

手永名・名前・人數	出奔年月日
田川郡伊田手永 伝助ほか二名	文政六年七月四日
田川郡金田手永 直七ほか四名	文政八年十月二十二日
田川郡伊田手永 喜助ほか二名	文政八年十一月二十七日
田川郡上野手永 平次郎ほか二名	文政八年十一月四日
田川郡伊田手永 啓蔵ほか五名	文政八年十一月八日
田川郡上野手永 兵左衛門ほか三名	文政八年十一月十三日
企救郡津田手永 源八ほか三名	文政八年十一月十四日
田川郡上野手永 久右衛門ほか二名	文政八年十一月十七日
田川郡金田手永 幸七	文政八年十一月二十三日
田川郡添田手永 八三郎ほか九名	文政九年二月五日
田川郡高一 才	文政九年二月二十六日
田畠六反四畝二七歩 諸納二三石七斗三升七合四勺 内一一石七斗三升七合四勺受合 米上納	文政九年二月二十六日
。三九石九斗九升三勺 。牛馬代他借 (諸納十牛馬代他借) 内三石六斗 御藏払 六斗一升 。田畠四反四畝六歩 。付口米四石三斗一升 。田畠三反八畝一六歩半 。同人抱持 。諸納四石九斗四升四合五勺 。田数六反一畝一步 。村田請作 。田畠合九反九畝一七歩半 。諸納九石二斗五升四合五勺 —	文政八年十一月二十二日
。四石一升二合 。上納不足	文政八年十一月二十二日
。諸納七石九斗七升一合三勺 内二石八斗 。上納不足	文政八年十一月二十七日
。五石一斗七升一合三勺 。上納不足	文政八年十一月四日
。一〇石九斗四升五合二勺 。上納不足	文政八年十一月八日
。七石三斗六升三合五勺 。上納不足	文政八年十一月十三日
。三石一斗四合 。上納不足	文政八年十一月十三日
。五石一斗二升七合三勺 。上納不足	文政八年十一月十四日
。一四石九升八合九勺 。上納不足	文政八年十一月十七日
。四ツ高八石二斗一升七勺五才 。田畠四反四畝六歩 。(同人抱持)	文政八年十一月二十三日
。諸納七石六斗七升六合勺 。三九石九斗九升三勺 。牛馬代他借 (諸納十牛馬代他借) 内三石六斗 御藏払 六斗一升 。田畠作壳立上納 七斗五升 家財壳立上納 二石四斗 家屋敷壳立上納 。四石一斗九升七合九勺 。上納不足	文政八年十一月二十二日
。差引残三八石八斗三升六合九勺 (ママ) 。八石八斗三升	文政八年十一月二十二日
。四石一斗九升七合九勺 。上納不足	文政八年十一月二十七日
。三石四斗四升九合八勺 。未進米	文政八年十一月四日
。九石六斗余 。年々上納不足	文政九年二月十一日
。七石余 。上納不足	文政九年二月二十六日
。四ツ高一三石七斗三升五合七勺五才 。田畠六反四畝二七歩 。同人抱持 。諸納二三石七斗三升七合四勺 内一一石七斗三升七合四勺受合 米上納	文政九年二月二十六日
。八〇一貫一四七匁五分 。出奔後他 。國々牛馬代掛合に參候分	文政九年二月二十六日

田川郡伊田手永 平内ほか二名	文政九年十一月十八日	。二石九斗六升五合：当戍上納不足
築城郡安武手永 紋五郎ほか二名	文政九年十二月十九日	。六石九斗：上納不足
田川郡伊田手永 茂平	文政九年十二月二十日	。五石六斗五升一合五勺：上納不足
築城郡安武手永 本藏ほか三名	文政九年十二月二十四日	。三石八斗一升：上納不足
築城郡安武手永 友助ほか四名	文政九年十二月二十五日	。四石：上納不足
田川郡糟手永 長五郎	文政九年十二月二十六日	。二石：内借米
田川郡糟手永 甚右衛門	文政九年十二月二十八日	。内一石二斗御藏払
田川郡伊田手永 新三郎ほか三名	文政九年十二月二十九日	。二石七斗一升九合六勺：上納不足
田川郡伊田手永 (名前・出奔人數不明)	文政十年正月四日	。三石四斗七升：諸昨年足不足分
田川郡添田手永 市兵衛ほか二名	文政十年正月二十日	。一斗七升八合五勺：年賦
田川郡添田手永 添藏ほか三名	文政十年正月二十三日	。一石四斗五升二合：上納不足
田川郡添田手永 伴次郎	文政十年正月二十三日	。五石三升三合四勺：上納不足
築城郡安武手永 築城郡添田手永 添藏ほか三名	文政十年正月二十三日	。二石八斗：上納不足借立 。一石（但當秋分四斗）：無尽掛米
田川郡添田手永	文政十年正月二十三日	。老ヶ年分 。二石七斗：去成冬仕詰不足

田川郡添田手永 利助ほか二名	文政十年十一月十四日	。一〇石二斗四升九勺：上納不足 外ニ種子粉四斗
企救郡津田手永 多右衛門ほか一名	文政十年十一月二十九日	。六石二斗七升五勺：上納不足
田川郡添田手永 喜兵衛ほか五名	文政十年十二月五日	。一石三斗：未進米
田川郡添田手永 瀧藏	文政十年十二月九日	。一二石四升四合六勺：上納不足
田川郡添田手永 又助	文政十年十二月九日	。八石九斗八升四合七勺：上納不足
仲津郡節丸手永 吉三郎	文政十一年二月九日	。二石八斗八升四合七勺：上納不足
田川郡添田手永 新藏ほか四名	文政十一年二月九日	。一石五斗二升二合四勺：上納不足
仲津郡長井手永 勝四郎ほか二名	文政十二年二月九日	。三石二斗：上納不足
仲津郡元永手永 平助ほか三名	文政十二年二月二十一日	。四石余：年貢引負
仲津郡長井手永 源吉ほか一名	文政十二年二月二十一日	。五石六斗：上納不足
仲津郡長井手永 小平ほか四名	天保元年十一月十日	。三石六斗：年々上納不足借立米 。二石四斗：上納不足

(第84表と同一史料より作成)

両手永の大庄屋「御用日記」から知り得た、文化・文政期の仲津郡の仕居料をまとめたのが、第88表である（前項でふれた反別麦の新百姓渡り分は含めていない）。

この表を見てわかるように仕居料借り入れの形態には、米によるものと、貨幣（藩札）によるものがあった。この内、米によるものは、毎年藩から借り入れていた「下ヶ米」の一部である。これについて少し説明を加えておく。

仲津郡の下ヶ米がいつから始めたのか直接物語る史料は無いが、次の史料には寛政年間からあることが記されている。

〔史料13〕

奉願口上覚

仲津御郡の儀は往古より田畠の畝不足武百六拾町余、この弁え上納米千二百石余御座候付き、自然と困窮の御郡柄と相成り申し候、これにより去る寛政年中、千二百石の御下げ米御願い申し上げ候所、御評議の上米八百石五ヶ年御下げ米仰せ付けられ、その後追々御願い継ぎ（中略）当丑歳より来る巳歳まで又々五ヶ年の間御慈悲をもつて猶又御下げ米一ヶ年八百石づつ前々の通り仰せ付けられ下し置かれ候様願い奉り候（後略）

嘉永六年丑三月

国作甚左衛門
節丸仁助
平嶋良平
元永直七

長井磯七
二月十一日

井上与三左衛門

三宅円司様

（長井手永大庄屋文書嘉永六年
「丑日記」三月二十九日条）

「畝不足武百六拾町余」とは水帳に登録された田畠面積と実際に耕作されている田畠の差が二六〇町余、ということである。仲津郡の本田畠

海峡を越えて下関にまで買い主を探し、売却された。加えて、下げ米を

は三一六八町余であるから約八・二^九の田畠が耕作されずにあることになる。そしてこの分の年貢が一二〇〇石余であることから、寛政年間に下げ米一二〇〇石を願い出たが、評議のうえ八〇〇石に減額されて下されるようになった、というのである。

仲津郡の下げ米八〇〇石は五つの手永に配分されるのであるが、手永ごとに渡された下げ米は、二つの用途に用いられた。すなわち、困窮した村々へ配分し、農業を営むための費用として用いられたもの（根付料）と、新百姓仕居料に用いられたものである。同じ下げ米でも用途によって名称が異なることから、両者の区別がつけにくい場合が多い。

第88表を見てわかるように、米で渡されるべき仕居料のすべては藩札に替えて貸し付けられている。次の史料は、根付料として貸し付けられた下げ米の売却に関するものだが、仕居料についても同様であったと思われる。

〔史料14〕

拝借の三百石、小倉表に買い主これ無くニ付き、下関まで甚七、瀧藏差し遣わし候の所、これまた捌け兼候、下値に相払い候はゞ直に捌き方も付き申すべく候え共、残念に候間、今暫く待ち申さるべく候、二十日頃迄には買い舟も参るべく候、相捌け候はゞ、宿縫ぎにて申す遣わすべく候、左様承知申さるべく候（後略）

第88表 文化・文政期 仲津郡の新百姓仕居料

手永年	長井	節丸	平嶋	元永	国作
文化 3年	銀101匁9分7厘 札108匁5厘 錢2貫400文				
5年	札300目				
6年	札120目 〃120目				
13年	札400目	札400目	札400目	札400目	札400目
文政 2年	札500目	札500目	札500目	札500目	札500目
3年	米16石6斗(代 札672匁3分) 札500目	米18石7斗(代 札757匁3分5 厘) 札500目	米20石7斗(代 札838匁3分5 厘) 札500目	米22石(代札 891匁) 札500目	米22石(代札 891匁) 札500目
4年	札15貫目、同2貫500目、同2貫目(5手永分)				
13年 (天保元年)	札2貫目	札2貫目	札2貫800目	札2貫900目	札2貫800目

(第84表と同一史料より作成)

藩札をもって前借りすることも多かつたので、米渡り分の多くが藩札で渡されているのである。

また、田川郡では新百姓仕居料捻出のために無尽が組まれることがあつたようであるが(『田川市史』上巻七〇五頁),今回調査した仲津郡の史料からはそれを見いだすことはできなかつた。

新百姓仕居料の使い方 では、このように借り入れた仕居料は、新百姓仕居料為助に、次のような仕居料の見積もりがなされている。すなわち、家建作料戸代=藩札四〇〇目、牛代=同一〇〇日、牛飼料=同一五目、家財代=八〇目、種子糀八升代=同四〇目、そして作喰料=米二斗六升四合・大麦五斗二升八合・小麦九升である(『福岡県史第三卷下冊』三六四頁)。このうち藩札渡しの分は、下げ米の売却(または前借り)代銀と借入銀の中から支払うべきもので、大・小麦の分は反別麦の中から支出されるものであらう。この見積もりは享和元年になされたものであるが、実際に為助があつたことが次の史料からわかる。

〔史料15〕

新百姓書出候帳面写し

一壱軒

右は郊年(文化四年)御仕居

一壱軒

同村 為助 同村 武平次 丙村

一壱軒

乙右衛門
丁村
七治

右は当辰年（文化五年）御仕居

本百姓

メ四軒

（中略）

右の通り郡中合帳にて井上氏へ差し出す

（長井手永大庄屋文書文化五年）
（長井手永大庄屋文書文化五年）
（長井手永大庄屋文書文化五年）

〔史料16〕

当春（文化五年）御仕居渡り方左の通り

一大麦四石

乙村新百姓
為助

一札百目

但札百目は遣し捨て、大麦四石は巳年（文化六年）より元済五年賦

メ

（後略）

（長井手永大庄屋文書文化五年）
（長井手永大庄屋文書文化五年）
（長井手永大庄屋文書文化五年）

史料16は文化五年の為助の仕居に際して、実際に渡された大麦・藩札である。どういった理由から明らかでないが、享和元年の見積もりは実施されなかつたようである。

新百姓についての問題　こういった新百姓には、多人数の家庭を抱える百姓の子から独立できる者、他国から奉公に来ていた者が取り立れたり、またいたん潰れた百姓を再び取り立てた例や出奔した百姓が帰村して新百姓に取り立てられたりした例などがある（『田川市史』上）。

また、既に被差別部落史研究の過程で明らかにされているように、被差別部落の人々が新百姓に取り立てられることも多かつた。大庄屋の御用日記などにも、そういうた例の新百姓仕居の記事が散見される。

ここでは史料不足のため割愛したが、歴史を正しく理解し、差別に苦しめられた人々の苦悩を知り、今なお残る不当な差別をなくすためにも、新百姓に取り立てられた被差別部落の人々の、徹底した研究が待たれる。

（二）根付料

根付料について

人手不足などによつて困窮した村々の農民に対しても、根付料と称して、物的・金錢的な援助がなされた。仲津郡の場合、新百姓仕居料と同じく、下げ米と藩からの借入銀、それに加えて「根付料無尽」を財源としたものであった。

（注）この無尽の具体的な点については明らかでないので、次の史料を引用するにとどめておく。

〔史料17〕

一御根付料仕組高米三千石の無尽掛米（中略）是ハ高三千石ニテ式割無尽也、
当年二番座ニテ、子掛企救郡三百三拾弐石三斗也、尤一口六百石ニテ企
救・仲津両郡ニテ組合、企救三百五十石、仲津弐百五十石ナリ

（北九州市立歴史博物館『中村平左
衛門日記』第二卷四五三頁：シ）

文化・文政期の仲津郡の根付料借入高を示したのが、第89表である。

一見すると国作・長井両手永により多くの根付料が貸し付けられていくよう見えるが、これは表を作成するのに用いた右二手永の大庄屋日記には自手永分の根付料しか記されていない場合が多いために生じた結果であつて、国作・長井両手永に対して、特別多くの根付料が貸し付け

られたことを意味するものではない。また、米渡し分の多くが藩札に替えて渡されているのは、前述したように、下米を売却、前借りしたものである。

この根付料は、村々でどのように使われたのであらうか。それを示す史料は意外に少ないが、次の史料からその一端を窺い知ることができるものである。

〔史料18〕

奉願覚

一札拾五貫目

右は仲津郡当春御根付料ならびに牛代拝借願い奉り候、もつとも里三手永（平嶋・元永・国作手永のこと）の儀は格別亡所村々の儀に付き、（中略）毎春相求め候牛も安牛ばかり買ひ込み候ニ付き、その歳限り用立たざる様罷り成り候、これにより年々見限り仕まつり、仕替え申さずては御作方も罷り成り申さず、（中略）何卒願いの通り仰せ付けられ下し置かれ候はく、当秋元利滯り無く上納仕まつるべく候、よって願書差し上げ申し候、以上

巳正月

長井 覚七

平嶋 寛左衛門

国作貞右衛門

節丸覚右衛門

進七 左衛門

井上与三左衛門様
佐藤 桓兵衛様（因作手永大庄屋文書文政四年
二月九日条
「已正月」）

牛代として借り入れた根付料が、「毎春相求め候牛も安牛ばかり」で

第89表 文化・文政期 仲津郡の根付料

手永年	長 井	節 丸	平 嶋	元 永	国 作
文化 2年	米40石（代札2貫72匁） 札1貫300目				
3年	米75石（代札3貫750目）	米75石（代札3貫750目）	米50石（代札2貫500目） 札3貫	米50石（代札2貫500目） 札3貫400目 〃500目	米50石（代札2貫500目） 札3貫300目 〃500目
4年	米70石（代札3貫500目）	米80石	米50石 札3貫	米50石 札3貫500目	米50石 札3貫500目
5年	米70石（代札4貫620目）				
6年	米47石5斗（代札3貫135匁） 札1貫600目	米54石5斗（代札3貫597匁） 札2貫800目	米62石8斗（代札4貫144匁8分）	米67石6斗（代札4貫461匁6分） 札2貫250目	米67石6斗（代札4貫461匁6分） 札2貫250目
9年	札5貫200目				
10年	札4貫336匁1分9厘5毛				
13年		札4貫125匁 〃4貫200目 〃4貫700目			札6貫600目 〃2貫目（越年拝借）
15年 (文政元年)					札4貫230目
文政 2年	米50石 札1貫395匁3分3厘	米56石 札1貫580目	米62石 札1貫750目	米66石 札1貫860目	米66石 札1貫860目
3年	札1貫145匁3分3厘3毛	札1貫300目	札1貫440目	札1貫530目	札1貫530目

(第80表と同一史料より作成)

あるために「その歳限り用立た」ず、といった有り様で、農民の困窮がある付料の非効率的な使い方に拍車をかけていた、というのである（史料中では「御根付料および牛代押借」と表記されているが、正確には、根付料から支出された牛代、と解した方が文意に沿うように思われる）。また、同じく文政四年（一八二二）二月二十三日には仲津郡奉行から同郡大庄屋に対して、次のような書状が出されている。

〔史料19〕

御根付料ならびに新百姓仕居料、今明日には渡り方有るべく候、（中略）これにより手永々々共に他借の分かり返し申され候、新借致さず様、手詰めに取り計らい申さるべく候、秋に至り他借多くては、先々差し支え候（後略）

井上与三左衛門

一月廿三日
大庄屋中

〔史料18と同一史料
二月二十四日条〕

このように、仕居料、根付料の中から、借財の返済が行われることもあつたようである。根付料という名称ではあるが、その用途は多岐にわ

たつていていたようで、農業のためにのみ使われるのではないか。より広く農民の生活全般を支える目的に使われたのである。そう考えると根付料の中から「越年押借」つまり農民の年越しの費用の貸し付けが行われたことにも納得ができる。例えば文化十年（一八一三）、長井手永の根付料は四貫三三六匁一分九厘五毛であるが、そのうち一二〇匁が「申冬越年押借」として、前年の文化九年に前渡しがされている（長井手永大庄屋文書文化九年）。

さらに国作手永でも文化十三年の十一月二十八日に、越年押借として藩札二貫目が村々へ配分されており（国作手永大庄屋文書文化十三年）、少なくとも

仲津郡では一般的に行われていたようである。

根付料は、その多くを藩からの借り入れに頼っていたが、財政の逼迫

した藩にとってはかなりの重荷であった。例えば文政十一年に藩は財政立て直しの良策を考案するように郡々に求めたのであるが、仲津郡の大庄屋が考え出したのは、極難・鰥寡孤独（かんかこどろ）（独り暮らしの男女など、よるべの無い者のこと）の者を除いて、一軒につき一日一文ずつ上納させる、といふものであつた。生活困窮の者には、草履・草鞋をつくりさせ、地域によつては、産物を売り払わせて、単純計算で一年間に一四一二貫六四〇文が捻出できる、というのである（国作手永大庄屋文書文政十一年）。

結局この案は採用されなかつたようであるが、このような案を求めるければならないほどの藩財政から、根付料を支出することがどれほど困難であつたか窺い知れる。また根付料は年賦返済するのが決まりであるのだが、「差し引き六郡共に利払いばかりにて、押借の元利一向相納これ無く」（国作手永大庄屋文書文政四年）というのが実情であった。そのため根付料の捻出には一層困難を來したのである。

また嘉永期（一八四八—一八五四）以降になると、小倉藩では、藩・農村あげて日田商人から莫大な借り入れを行うようになる。その一部も根付料に充てられるのであるが、その代表的な貸主は日田・千原家である。企救郡を除く五郡の千原家からの借入高を第90表に示したが、その額の多さがそのまま、農村の荒廃を物語つている。

第90表 日田・千原家より借入高

(单位
兩)

第五節 幕末維新期の小倉藩

(一) 農村政策

一 天保期における藩政の展開

(楠本美智子氏「小倉藩の産物会所と日田金」(『史淵』三輯)より抜粹)

ついて、田川郡の大庄屋が五万四二五九石三斗五升五勺と書き出している（六角家文書・添田中村家文書・七曜史料叢書）。この表と比較すると二六二〇石余も少ない。このことから、疑問は次の二つの点が考えられよう。一つは郷村帳に筆者とされる依田某の典拠としたものが何に拠ったかということと（数字を通して観する限りでは、延享三年「巡見上使御尋之節申上様の次第」や寛政元年の巡見使への返答書と同じ）。いま一つは大庄屋の書き上げた数字はどんな数字なのかということである。この間の事情は企救郡津田手永高にて候（中略）尤村名ハ「前書上の振合ニテ此度も差出候様ニとの事也、手永村ハ長野村・津田・田原・曾根・朽網・貫六か村也、上・中・下・東・西等ハ分り居不申候（下略）」（「中村平左衛門日記」第五卷 天保三年三月八日の条）とあつて、「荒高」で書き出したことと、村名については以前のまま出したの